

財 団 の 概 要

1. 名 称 公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団

2. 設 立 平成6年10月7日
平成22年2月1日〔公益財団法人へ移行〕

3. 主務官庁 内閣府

4. 基本財産 20億円

5. 事業内容

(1) 助成事業

中国地域に所在する団体が行う、次の活動を支援

美術・音楽の創造・普及・育成活動につながる展示・公演活動

◆ 意欲的、先駆的、実験的な芸術の創造

◆ 地域への普及

◆ 若手芸術家等の育成

伝統文化の保存・伝承・復活・復元活動および発表活動

◆ 民俗芸能・伝統的な祭り、行事等の復活・保存・伝承

◆ 伝統工芸等の復活・保存・伝承

◆ 民俗資料等の復元・保存

アマチュアスポーツの振興活動

◆ 青少年主体のスポーツの振興

◆ 指導者養成

(2) 顕彰事業

芸術・伝統文化およびスポーツの分野における、次の中国地域在住者を顕彰

◆ 将来が大いに期待される若手美術家・若手音楽家

◆ 伝統文化の保存・伝承および振興に功績のある個人または団体

◆ 青少年のスポーツ活動の振興に功績のある若手指導者

(3) 自主事業

中国地域の文化およびスポーツに関する調査・研究、出版ならびに展示会、公演会、講演会等の開催

6. 事 務 所

〒730-0041

広島市中区小町4番33号 中電ビル2号館4階

電話：082-542-3639 ファックス：082-542-3644

HP：<https://www.energia-zaidan.or.jp/>

公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市中区小町4番33号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、中国地域における美術、音楽を中心とした芸術文化、民俗芸能を中心とした伝統文化及びスポーツの諸活動に対して、助成及び顕彰を行うこと等により、中国地域における文化、スポーツの振興を支援し、わが国の文化、スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 中国地域における美術・音楽等芸術文化及び民俗芸能等伝統文化の展示・公演活動に対する助成
 - (2) 中国地域の民俗芸能等伝統文化の保存伝承活動、映像記録及び調査・研究成果の出版活動に対する助成
 - (3) 中国地域におけるスポーツの振興活動に対する助成
 - (4) 美術・音楽等芸術文化、民俗芸能等伝統文化及びスポーツの分野における中国地域在住者に対する顕彰
 - (5) 中国地域の文化及びスポーツに関する調査研究、出版及び展覧会、公演会、講演会等の開催
 - (6) その他当財団の公益目的事業を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する公益目的事業は、中国地域内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県及び兵庫県・香川県・愛媛県の一部）において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一

部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(特定資産)

第6条 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

- 2 特定資産への繰入れ及び特定資産の取崩しは、定款第 34 条による理事会の決議を経て行う。
- 3 特定資産に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支計算書その他法令で定める書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員10人以上15人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設計に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満期前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として、毎年度 5 月又は 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選任する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員に報告することを要しないことにつき、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 10人以上15人以内
 - (2) 監 事 2人又は3人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等内の親族である関係その他特別な利害関係）にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 監事についても同様とする。
- 5 各理事について、各監事と特別な利害関係を有するものであってはならない。
- 6 毎事業年度における収益の額、費用及び損失の額等に関する一定の基準に達する場合は、理事のうち1人以上が、当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことかない者その他これに準ずる者（社員等）であってはならない。
- 7 監事のうち1人以上が、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査

報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第 36 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 情報公開等

(情報公開等)

第 43 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 12 章 補則

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は福田昌則、専務理事は栗林正博とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

有 澤 寛	川 本 一 之	杵 村 善 久
白 井 孝 司	寺 田 達 明	橋 本 宗 利
福 田 督	細 田 順 弘	増 田 信 二
見 延 典 子	村 上 勇	守 屋 勝 利

任期は、第 13 条にかかわらず公益法人移行認定後の設立の登記の日から 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

別表 1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第 5 条関係）

財 産 種 別	金 額
預 金	2, 000, 000, 000 円
投資有価証券	

附 則

この定款は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 4 日から施行する

理 事 ・ 監 事 名 簿

2026年6月30日 現在
(敬称略：五十音順)

理事 12 名

理事長	芦 谷 茂	中国電力株式会社 代表取締役会長	非常勤
専務理事	尾 崎 和 弘	公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団 専任	常勤
理事	大 島 衣 恵	喜多流能楽師	非常勤
〃	小 笠 喜 徳	広島経済大学 教授	非常勤
〃	川 野 祐 二	エリザベト音楽大学 学長	非常勤
〃	桑 原 功	株式会社山陽新聞社 代表取締役社長	非常勤
〃	小 泉 凡	小泉八雲記念館 館長	非常勤
〃	齋 藤 宗 房	テレビ山口株式会社 代表取締役会長	非常勤
〃	寺 口 淳 治	広島市現代美術館 館長	非常勤
〃	中 岡 泰 臣	株式会社テレビ新広島 役員待遇 メディア本部副本部長兼編成局長兼番組審議会事務局長	非常勤
〃	裕 見 吉 晴	鳥取大学 特任教授	非常勤
〃	吉 田 幸 弘	広島市立大学 名誉教授	非常勤

監事 2 名

(敬称略：五十音順)

監 事	小松原 浩 平	公認会計士小松原会計事務所 所長	非常勤
〃	前 田 耕 一	中国電力株式会社 顧問	非常勤

評 議 員 名 簿

2026年6月30日 現在
(敬称略：五十音順)

評議員 12名

評議員	植 田 千佳穂	湯本豪一記念日本妖怪博物館 館長	非常勤
〃	岡 畠 鉄 也	株式会社中国新聞社 代表取締役社長 グループ成長戦略会議議長	非常勤
〃	坂 口 吉 平	株式会社山陰放送 代表取締役社長	非常勤
〃	阪 本 俊 哉	山口朝日放送株式会社 代表取締役社長	非常勤
〃	迫 谷 章	株式会社中電工 代表取締役会長	非常勤
〃	田 部 長右衛門	山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長地域創造ビジネス担当	非常勤
〃	中 川 賢 剛	中国電力株式会社 代表取締役社長	非常勤
〃	中 島 基 善	ナカシマホールディングス株式会社 代表取締役社長	非常勤
〃	長 沼 毅	長沼商事株式会社 代表取締役社長	非常勤
〃	部 谷 俊 雄	株式会社ひろぎんホールディングス 代表取締役会長	非常勤
〃	見 延 典 子	作 家	非常勤
〃	森 川 繁	中電技術コンサルタント株式会社 代表取締役社長	非常勤

2025年度事業報告書

[2025年4月1日～2026年3月31日]

I. 公益目的事業の実施状況

理事会および定時評議員会で承認された2025年度事業計画に基づき、助成事業・顕彰事業・自主事業について、中国地域における文化およびスポーツ活動の振興に広く貢献できるよう、創意工夫を凝らしながら取り組み、概ね計画どおり実施した。

1. 助成事業（公1）：美術・音楽・伝統文化・スポーツ活動を対象とした助成事業

（1）事業の概要

中国地域における文化、スポーツの振興を支援していくことにより、豊かさやゆとりを実感できる地域社会の実現に貢献することを目的に、美術・音楽・伝統文化・スポーツの分野を対象に助成事業を行う。

（対象者）

中国地域に所在する文化、スポーツに関する団体が主催し、中国地域在住者が過半数を占める活動で、中国地域内において行う次の活動を対象とする。

- 美術・音楽の創造・普及・育成活動につながる展示・公演活動
- 伝統文化の保存・伝承・復活・復元活動および発表活動
- アマチュアスポーツの振興活動

（募集・推薦および選考）

- 2回／年募集し、中国5県教育委員会および関係知事部局等に推薦を依頼
募集の周知は、報道発表、ホームページの掲載ならびに各県、中国地域の文化・スポーツ施設および中国電力・中国電力ネットワークの各事業所にポスター・募集要項を備え置き周知する。
- 選考は、申込された助成の対象活動を取りまとめて選考委員会〔専門家で構成した部門別選考委員会（美術・音楽・伝統文化・スポーツ）および各分野の選考委員長等で構成した総合選考委員会〕に諮問し、その答申を受けたうえで理事会に諮り、助成団体、助成金額を決定する。
また、助成金額は、支出計画のうち、助成の対象となる経費（活動の実施に直接要する経費）の2分の1を限度に、原則として1件あたり10～30万円の範囲で助成する。

（事業実施の財源）

- 当財団設立当時の、中国電力および中国電力グループ15社からの寄附金20億円（基本財産）による運用益をベースに財源を確保する。

（2）実施状況

① 2025年度後期助成の実施

a. 募 集

2025年4月、各県知事部局・教育委員会および広島市市民局に対し、2025年度下期に行われる活動を対象にした後期助成について、関係市町村等への紹介と助成対象活動の推薦をお願いした。併せて、文化・スポーツ関係の施設や団体等に募集案内を行った。

[応募締切：6月20日]

b. 選 考

2025年7月22日から8月25日にかけて、美術・音楽・伝統文化・スポーツの各部門選考委員会および総合選考委員会を開催し、192件の応募の中から後期助成活動123件・1,635万円を選考した。

なお、一部の委員については、都合によりリモートで出席した。

c. 決 定

2025年9月10日の第3回理事会（書面開催）において、後期助成活動として、123件・1,635万円（詳細 別紙1参照）を審議・決定した。

2025年9月25日の第2回臨時評議員会（書面開催）において、同内容を報告した。

◆2025年度後期実績

項 目	応募 件数	助成決定 件数	助成決定 金額(万円)
1. 美術の展示活動	19	17	230
2. 音楽の公演活動	82	48	730
3. 民俗芸能等の保存・伝承・復活・ 復元活動、発表活動	25	15	220
4. スポーツの振興・指導者養成活動	61	40	420
5. 総合(上記の分野が混在した活動)	5	3	35
合 計	192	123	1,635

d. 助成金目録の贈呈

中国電力および中国電力ネットワークの事業所を通じて、助成団体に助成金目録の贈呈をおこなった。

【参考】2025年度実績（辞退・減額を含む）

項 目	応募 件数	助成決定 件数	助成決定 金額 (万円)	辞退 件数	減額 件数	辞退・減額 金額 (万円)	辞退・減額後 の助成金額 (万円)
1. 美術	43	32	420	1	1	14	406
2. 音楽	165	100	1,360	3	0	30	1,330
3. 伝統文化	42	28	400	1	0	10	390
4. スポーツ	102	68	725	3	5	48	677
5. 総合	11	6	65	0	0	0	65
合 計	363	234	2,970	8	6	102	2,868

② 2026年度前期助成の実施

a. 募 集

2025年9月、各県知事部局・教育委員会および広島市市民局に対し、2026年度に行われる活動を対象にした前期助成について、関係市町村等への紹介と助成対象活動の推薦をお願いした。併せて、文化・スポーツ関係の施設や団体等に募集案内を行った。

[応募締切:11月20日]

b. 選 考

2025年12月25日から2026年2月2日にかけて美術・音楽・伝統文化・スポーツの各部門選考委員会および総合選考委員会を開催し、184件の応募の中から前期助成活動118件・1,425万円を選考した。

c. 決 定

2026年3月10日の第5回理事会において、前期助成活動として、118件・1,425万円(詳細 別紙3参照)を審議・決定した。

2026年3月26日の第3回臨時評議員会(書面開催)において、同内容を報告した。

◆2026年度前期実績

項 目	応募 件数	助成決定 件数	助成決定 金額(万円)
1. 美術の展示活動	23	16	200
2. 音楽の公演活動	89	54	650
3. 民俗芸能等の保存・伝承・復活・ 復元活動、発表活動	29	15	205
4. スポーツの振興・指導者養成活動	34	25	290
5. 総合(上記の分野が混在した活動)	9	8	80
合 計	184	118	1,425

d. 助成金目録の贈呈

中国電力および中国電力ネットワークの事業所を通じて、助成団体に助成金目録の贈呈を実施中。

③ 行政・他財団との意見交換

2025年10～11月、各県知事部局・教育委員会および他財団との意見交換を行い、今後の事業運営の参考となる事項などについて把握した。

2. 顕彰事業(公2):美術・音楽・伝統文化・スポーツ分野における顕彰事業

(1) 事業の概要

中国地域の文化・スポーツの振興の一助※に資することを目的に、美術・音楽・伝統文化・スポーツの分野を対象に顕彰事業を行う。

※ 中国地域で活躍している方を「エネルギー賞」で表彰し、受賞者が地域活動の目標となることで振興に寄与

(対象者)

- 将来が大いに期待される若手美術家・若手音楽家ならびに民俗芸能等伝統文化の保存・伝承に功績のある個人や団体及び青少年スポーツの振興に功績のある若手指導者等を対象にする。

(推薦および選考)

- 推薦は、各県・各部門で造詣の深い関係者に依頼することとしており、音楽・美術部門については、各県の選考委員、伝統文化・スポーツ部門は、中国 5 県の教育委員会または、

関係知事部局に推薦を依頼する。

- 選考は、選考委員会に諮問し、その答申を受けたうえで理事会に諮り、顕彰対象者・副賞金額を決定する。

(事業実施の財源)

- 当財団設立当時の、中国電力および中国電力グループ15社からの寄附金20億円(基本財産)による運用益をベースに財源を確保する。

(2) 実施状況

① 「第31回エネルギー賞」の表彰

2024年度第4回理事会(2025.3.3)で決定し、同第2回臨時評議員会(2025.3.17)で報告した「第31回エネルギー賞」受賞者の表彰式を、2025年4月21日、広島市のANAクラウンプラザホテル広島において、財団役員、選考委員等関係者出席のもと開催し、美術賞・音楽賞・伝統文化賞・スポーツ賞の3名・1団体を表彰し、楯・副賞(50万円)を贈呈した。

② 「第32回エネルギー賞」の選考・決定

a. 推薦依頼

2025年9月、美術・音楽・伝統文化・スポーツの4部門におけるエネルギー賞の受賞候補者について、美術・音楽賞は美術・音楽部門の各選考委員に、伝統文化・スポーツ賞は各県に、それぞれ推薦を依頼した。

b. 選 考

2026年度前期助成の選考に合わせ、美術・音楽・伝統文化・スポーツ部門の受賞候補者(12名・3団体)の中から、中国地域を代表するに相応しい個人または団体を受賞対象者(3名・1団体)として選考した。

c. 決 定

2026年3月10日の第5回理事会において、受賞者として、3名・1団体(詳細 別紙4参照)を審議・決定した。

2026年3月26日の第2回臨時評議員会(書面開催)において、同内容を報告した。

◆第32回エネルギー賞 候補者数・受賞者数

顕彰名	顕彰対象者の要件	候補者数	受賞者数
美術賞	将来、全国的・国際的な活躍が大いに期待される若手美術家	5名	1名
音楽賞	将来、全国的・国際的な活躍が大いに期待される若手音楽家	4名	1名
伝統文化賞	伝統文化の保存伝承および振興に功績のある個人 または団体	3団体	1団体
スポーツ賞	青少年のスポーツ振興に功績のある若手指導者	3名	1名
合 計		12名・3団体	3名・1団体

d. 表彰式

受賞者の表彰式を、2026年4月20日、広島市のANAクラウンプラザホテル広島において、財団役員、選考委員等関係者出席のもと開催し、美術賞、音楽賞、伝統文化賞、スポーツ賞の3名・1団体を表彰し、楯・副賞（50万円）を贈呈した。

3. 自主事業（公3）：周年記念行事などの主催事業

（1）事業の概要

助成事業および顕彰事業に付随して、周年記念行事の開催および財団誌の発行を行う。

1. 周年記念行事の開催

○ 当財団設立 40 周年（令和 16 年度）において、以下いずれかの記念行事を開催する。

- （1）エネルギー音楽賞の受賞者によるコンサートの開催
- （2）エネルギー伝統文化賞の受賞者による伝統文化共演会の開催
- （3）エネルギー美術賞の受賞者による作品展の開催
- （4）スポーツ教室の開催

2. 財団誌の発行（毎年度1回）

○ 当財団の事業趣旨・活動状況等の理解促進を目的に、毎年度、財団誌「えねるぎあ」を発行。財団誌には、助成活動・エネルギー賞受賞者の紹介、助成・顕彰事業の推移などを掲載。（発行部数 4,400 部 関係者や関係施設へ無料配付）

（事業実施の財源）

○ 当財団設立当時の、中国電力および中国電力グループ15社からの寄附金20億円（基本財産）による運用益をベースに財源を確保する。

（2）実施状況

財団誌「えねるぎあ」第30号（4,400部）を2025年4月に発行し、関係先に配布した。

II. 運営体制の充実をはかるための取組

1. 規程類の整備

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正（2025 年4月施行）に伴い、以下のとおり対応した。

（1）定款の変更

（主な変更）

- ・ 情報公開等の条項新設
- ・ 公益目的財産取得財産残高の条項削除
- ・ 役員の選任に関する条件の追加 等

（2）「公益充実資金取扱規程」の制定、および「特定費用準備資金規程」の廃止

2. 不適切事案の未然防止

事務局による財団経理業務に関して、現金照合は毎月末において複数の事務局員（事務局長と課長）により実施し、通帳残高・帳簿照合を含む月次会計については事務局員による確認に加え専務理事による精査・承認により、不適切事案の未然防止を図っている。

3. 業務執行の実効性担保

以下により、外部の知見を活かし、業務執行の実効性を担保している

- ・ 外部専門家である監事から、必要に応じ指導・助言を受ける体制を構築している
- ・ 当財団の出捐元である中国電力の経理部門から予備監査の実施を受けるなど、積極的に適宜・適切な助言を得ている
- ・ 助成事業（公1）および顕彰事業（公2）の対象を選考する選考委員会における選考委員は、外部の学識経験者・行政関係者から選任し委嘱している

Ⅲ. 内閣府関係

1. 内閣府への届出等

- （1）理事の変更に伴う届出（2025年4月16日）
- （2）定款の変更に伴う届出（2025年6月10日）
- （3）2024年度事業報告の提出（2025年6月13日）
- （4）評議員の変更に伴う届出（2025年8月19日）
- （5）2026年度事業計画の提出（2026年3月17日）

Ⅳ. 寄附金の受領

寄附の申し出があり、運用財産として受領した。

受 領 年 月	寄 附 者	金 額
2026年2月	中国電力株式会社 様	71,404円

Ⅴ. 基本財産の状況

2026年3月末 20億円（増減なし）

貸 借 対 照 表

2026年3月31日現在

公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	33,848,347	34,289,783	△ 441,436
流動－現金	139,191	158,481	△ 19,290
流動－普通預金	33,709,156	34,131,302	△ 422,146
仮払金	0	611,232	△ 611,232
流動資産合計	33,848,347	34,901,015	△ 1,052,668
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本－普通預金	29,317,405	28,649,676	667,729
基本－定期預金	1,021,000	1,021,000	0
投資有価証券	1,960,854,190	1,962,189,648	△ 1,335,458
投資有価証券評価減引当投資有価証券	8,807,405	8,139,676	667,729
基本財産合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
(2) 特定資産			
公益目的事業基金	50,000,000	50,000,000	0
助成事業基金	11,000,000	12,500,000	△ 1,500,000
特定資産合計	61,000,000	62,500,000	△ 1,500,000
(3) その他固定資産			
電話加入権	299,936	299,936	0
その他固定資産合計	299,936	299,936	0
固定資産合計	2,061,299,936	2,062,799,936	△ 1,500,000
資産合計	2,095,148,283	2,097,700,951	△ 2,552,668
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,750,000	4,716,060	△ 966,060
流動負債合計	3,750,000	4,716,060	△ 966,060
負債合計	3,750,000	4,716,060	△ 966,060
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	2,091,398,283 (2,000,000,000)	2,092,984,891 (2,000,000,000)	△ 1,586,608 (0)
(うち特定資産への充当額)	(61,000,000)	(62,500,000)	(△ 1,500,000)
正味財産合計	2,091,398,283	2,092,984,891	△ 1,586,608
負債及び正味財産合計	2,095,148,283	2,097,700,951	△ 2,552,668

正味財産増減計算書

2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日まで

公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基 本 財 産 運 用 益	39,229,250	39,710,730	△ 481,480
基 本 財 産 受 取 利 息	39,229,250	39,710,730	△ 481,480
特 定 資 産 運 用 益	1,269,445	403,627	865,818
特 定 資 産 受 取 利 息	1,269,445	403,627	865,818
受 取 寄 付 金	71,404	52,241	19,163
受 取 寄 付 金	71,404	52,241	19,163
雑 収 益	165,257	267,680	△ 102,423
受 取 利 息	65,257	17,680	47,577
雑 収 益	100,000	250,000	△ 150,000
経常収益計	40,735,356	40,434,278	301,078
(2) 経常費用			
助 成 事 業 費	32,180,222	31,900,253	279,969
助 成 金	28,680,000	28,480,000	200,000
助 成 贈 呈 費	133,030	116,344	16,686
募 集 活 動 費	609,521	523,351	86,170
選 考 費	2,734,781	2,697,418	37,363
調 査 費	22,890	83,140	△ 60,250
顕 彰 事 業 費	2,809,985	2,764,197	45,788
顕 彰 金	2,000,000	2,000,000	0
表 彰 費	809,125	763,557	45,568
選 考 費	860	640	220
自 主 事 業 費	1,096,475	5,506,581	△ 4,410,106
財 団 誌 発 行 費	1,096,475	1,090,065	6,410
記 念 事 業 費	0	4,416,516	△ 4,416,516
管 理 費	6,235,282	4,450,222	1,785,060
福 利 厚 生 費	76,020	63,907	12,113
会 議 費	106,585	104,463	2,122
旅 費 交 通 費	434,615	240,400	194,215
通 信 運 搬 費	734,880	611,837	123,043
消 耗 品 費	1,094,640	133,683	960,957
修 繕 費	258,069	106,439	151,630
光 熱 水 料 費	941,252	941,249	3
賃 借 料	1,444,740	1,444,740	0
雑 費	319,541	162,647	156,894
養 成 費	39,200	9,800	29,400
図 書 資 料 費	321,840	313,260	8,580
諸 手 数 料	166,135	162,295	3,840
諸 会 費	82,000	82,000	0
関 係 機 関 等 交 流 費	215,765	73,502	142,263
経常費用計	42,321,964	44,621,253	△ 2,299,289
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,586,608	△ 4,186,975	2,600,367
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,586,608	△ 4,186,975	2,600,367
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,586,608	△ 4,186,975	2,600,367
一般正味財産期首残高	2,092,984,891	2,097,171,866	△ 4,186,975
一般正味財産期末残高	2,091,398,283	2,092,984,891	△ 1,586,608
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,091,398,283	2,092,984,891	△ 1,586,608

財産目録

2026年 3月31日現在

公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	139, 191
	預金	流動－普通預金 広島銀行本店 中国銀行広島支店	運転資金として	33, 709, 156 32, 668, 657 1, 040, 499
	仮払金	購入債券の経過利息		0
	流動資産合計			33, 848, 347
(固定資産)				
基本財産	基本－普通預金 中国銀行広島支店	同左	公益目的保有財産であり、 運用益を公益事業の財源 として使用	29, 317, 405 29, 317, 405
	基本－定期預金 広島銀行本店	同左	同上	1, 021, 000 1, 021, 000
	投資有価証券			1, 960, 854, 190
	国債 第123回利付国債	同左	同上	70, 176, 814
	国債 第143回利付国債	同左	同上	100, 700, 884
	国債 第149回利付国債	同左	同上	100, 577, 579
	国債 第 85回利付国債	同左	同上	96, 260, 000
	事業債 第14回西日本旅客鉄道債	同左	同上	99, 980, 000
	政府機関債 第65回住宅金融支援機構債	同左	同上	99, 479, 000
	政府機関債 20年第20回公営企業債	同左	同上	99, 850, 000
	政府機関債 第12回農林漁業金融公庫債	同左	同上	99, 850, 000
	政府機関債 第3回住宅金融支援機構債	同左	同上	99, 930, 000
	政府機関債 第134回日本高速道路機構債	同左	同上	100, 143, 726
	政府機関債 第160回日本高速道路機構債	同左	同上	100, 087, 761
	政府機関債 第83回日本高速道路機構債	同左	同上	100, 439, 978
	政府機関債 第88回住宅金融支援機構債	同左	同上	100, 241, 998
	政府機関債 第100回住宅金融支援機構債	同左	同上	100, 502, 636
	政府機関債 20年第23回地方公共団体金融機構債	同左	同上	100, 782, 917
	政府機関債 第105回日本高速道路機構債	同左	同上	100, 403, 375
	政府機関債 20年第33回地方公共団体金融機構債	同左	同上	100, 274, 927
	地方債 第13回東京都公募公債	同左	同上	91, 192, 595
	地方債 広島県平成20年度第1回公募公債	同左	同上	99, 980, 000
	外債 M・スタンレー リバースデュアル債	同左	同上	100, 000, 000
	投資有価証券評価減引当投資有価証券			8, 807, 405
	地方債 第13回東京都公募公債	同左	同上	8, 807, 405
特定資産	公益目的事業基金			50, 000, 000
	普通預金 広島銀行本店	同左	同上	395, 000
	第5回ソフトバンクグループ無担保社債	同左	同上	49, 605, 000
	助成事業基金			11, 000, 000
その他固定資産	普通預金 広島銀行本店	同左	公益充実資金として 元本を助成事業、運用 益を公益目的事業の 財源として使用	11, 000, 000
	電話加入権	電話回線4本	(共用財産) うち公益目的保有財産75% うち管理目的の財源として 使用する財産25%	299, 936
固定資産合計				2, 061, 299, 936
資産合計				2, 095, 148, 283
(流動負債)				
	未払金	助成金(28件)未払計上		3, 750, 000
流動負債合計				3, 750, 000
負債合計				3, 750, 000
正味財産				2, 091, 398, 283

2026年度 事業計画書

I 助成事業（対象は、原則、中国地域の人を中心の団体）

1. 美術の展示および音楽の公演活動

創造・普及・育成活動

- ・ 意欲的または先駆的、実験的な芸術の創造
- ・ 地域への普及
- ・ 若手芸術家等の育成

○ 助成額 1,860万円

2. 民俗芸能等の保存・伝承・復活・復元活動、発表活動

伝統文化の保存・伝承・復活・復元活動および発表活動

- ・ 民俗芸能・伝統的な祭り・行事等の復活・保存・伝承
- ・ 伝統工芸等の復活・保存・伝承
- ・ 民俗資料等の復元・保存・研究

○ 助成額 460万円

3. スポーツの振興・研究・指導者養成活動

アマチュアスポーツの振興活動

- ・ 青少年主体のスポーツの振興
- ・ 指導者養成

○ 助成額 680万円

4. 上記の分野が混在した活動

○ 助成額 100万円

II 顕彰事業（対象は、中国地域在住者）

1. エネルギー賞の顕彰

- ・ 美術賞 …… 将来、全国的・国際的な活躍が大いに期待される若手美術家
- ・ 音楽賞 …… 将来、全国的・国際的な活躍が大いに期待される若手音楽家
- ・ 伝統文化賞 …… 伝統文化の保存・伝承および振興に功績のある個人または団体
- ・ スポーツ賞 …… 青少年のスポーツ振興に功績のある若手指導者

2. 顕彰金 各賞1名または1団体 各50万円 （合計 200万円）

Ⅲ 自主事業（展覧会、講演会、出版等）

Ⅰ. 財団誌「えねるぎあ」の発行

- ・ 調査・取材活動、冊子作成配布等 117万円

Ⅳ 助成・顕彰の募集・推薦・選考等

Ⅰ. 2026年度助成事業（後期）の募集、選考、決定

- ・ 募集 5～6月 ・ 選考 7～8月 ・ 決定 9月

2. 2026年度助成事業の助成金目録贈呈、顕彰事業の表彰式

- ・ 助成金目録贈呈 3～4月（前期募集）、9～10月（後期募集） ・ 表彰式 4月

3. 2027年度助成事業（前期）・顕彰事業の募集・推薦・選考、決定

- ・ 募集・推薦 10～11月 ・ 選考 12～1月 ・ 決定 3月

- 助成事業・顕彰事業の募集、推薦、選考、決定および助成金目録贈呈、
顕彰表彰式等 事業業費 443万円

以 上

2026年度 収支予算について

(単位:千円, 単位未満四捨五入)

科 目	2026年度 予算(A)	2025年度 予算(B)	増減(A)-(B)	備考
I. 事業活動収支				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	39,812	39,332	480	
特定資産運用収入	1,250	1,250	0	
寄附金収入	0	0	0	
雑収入	32	30	2	
事業活動収入計 ①	41,094	40,612	482	
2. 事業活動支出				
事業費支出	38,603	36,728	1,875	
助成事業費支出	34,588	32,713	1,875	
助成金	(31,000)	(29,000)	(2,000)	
芸術文化展示・公演助成	(19,600)	(18,000)	(1,600)	
伝統文化保存活動助成	(4,600)	(4,400)	(200)	
スポーツ振興助成	(6,800)	(6,600)	(200)	
選考費他	(3,588)	(3,713)	(▲ 125)	
顕彰事業費支出	2,845	2,845	0	
顕彰金	(2,000)	(2,000)	(0)	
表彰費他	(845)	(845)	(0)	
自主事業費支出	1,170	1,170	0	
財団誌発行費	(1,170)	(1,170)	(0)	
30周年記念事業費	(0)	(0)	(0)	
管理費支出	5,445	5,084	361	
臨時員賃金	(0)	(0)	(0)	
福利厚生費	(76)	(71)	(5)	
修繕費	(162)	(150)	(12)	
養成費	(30)	(20)	(10)	
会議費	(105)	(205)	(▲ 100)	
旅費交通費	(560)	(415)	(145)	
通信運搬費	(910)	(601)	(309)	
消耗什器備品費	(0)	(0)	(0)	
消耗品費	(200)	(200)	(0)	
図書資料費	(350)	(340)	(10)	
光熱水料費	(950)	(910)	(40)	
賃借料	(1,450)	(1,450)	(0)	
諸手数料・諸会費	(242)	(242)	(0)	
関係機関等交流費	(80)	(150)	(▲ 70)	
雑費他	(330)	(330)	(0)	
事業活動支出計 ②	44,048	41,812	2,236	
事業活動収支差額 ③=①-②	▲ 2,954	▲ 1,200	▲ 1,755	
II. 投資活動収支				
1. 投資活動収入				
助成事業基金取崩	2,000	1,000	1,000	
30周年記念事業基金取崩			0	
投資活動収入計 ④	2,000	1,000	1,000	
2. 投資活動支出				
40周年記念事業基金積立支出	0	0	0	
助成事業基金積立支出	0	0	0	
投資活動支出計 ⑤	0	0	0	
投資活動収支差額 ⑥=④-⑤	2,000	1,000	1,000	
当期収支差額 ③+⑥	▲ 954	▲ 200	▲ 755	